新型コロナウイルス感染症罹患後の療養報告について

お子さんが、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、集団生活に支障がない状態に回復してから登園させてください。新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は下記のとおりとします。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準>
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで」

新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、こども園へ提出をお願いします。

・・

保護者記入

すみれこども園 園長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

組 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１ 診断を受けた医療機関：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２ 診断日：令和　　年　　月　　日

３ 登園再開日：令和　　年　　月　　日

（登園再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を０日とし、翌日から数えて５日を経過している。 ⇒ 発症日：　　月　　日
2	解熱した日を０日とし、翌日から数えて３日を経過している。 ⇒ 解熱した日：　　月　　日

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印